

犬山市自治総合センターコミュニティ助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、豊かで住みよい地域社会の健全な発展を進めるための事業の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象地区)

第2条 助成対象地区は、愛知県の指定を受けたコミュニティ推進地区（以下「県コミュニティ推進地区」という。）及び市の指定を受けたコミュニティ推進地区（以下「市コミュニティ推進地区」という。）とする。

(助成の対象)

第3条 この要綱により市が助成を行うことができる事業は、県コミュニティ推進地区及び市コミュニティ推進地区が行う（財）自治総合センターより助成の決定を受けた事業とする。

(助成額)

第4条 助成額は、予算の範囲内とする。

(手続き)

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成金の申請等については、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるところによる。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年7月11日から施行する。